

ローンのお取引に関する 『重要事項のご案内』

このたびは、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

本冊子は、お客さまが当行とお取引いただくにあたって、特にご注意いただきたいポイントをまとめたものであり、当行行員がわかりやすくご説明いたします。

説明内容について十分にご理解され、ご同意いただいたうえで、契約書にご署名・ご捺印ください。

今回のお取引に関しましては、下記のチェックした項目についてご説明させていただきますので、ご確認ください。

【消費者ローン基本条項】

チェック	項目	ご説明項目	チェック	項目	ご説明項目
	1	基本的説明事項		1 2	相殺について
	2	ご融資条件について		1 3	抵当権について
	3	ローンの申込みについて		1 4	担保の換価方法（担保物件の処分）について
	4	保証提携先（保証委託先）について		1 5	担保に関する報告・調査等について
	5	保証料について			担保物件の火災保険について
	6	消費者ローン関連手数料について		1 6	個人信用情報について
	7	連帯保証人について		1 7	ローン（債務）返済支援保険について
	8	担保提供者兼連帯保証人について		1 8	団体信用生命保険について
	9	連帯債務について		1 9	届出事項の変更について
	1 0	期限の利益の喪失について		2 0	消費者ローンにかかる主な手数料等一覧
	1 1	反社会的勢力の排除について			

【消費者ローン金利】

チェック	項目	ご説明項目	チェック	項目	ご説明項目
	1	固定金利型		4	変動金利型住宅ローン利率
	2	短期プライムレート連動金利型		5	ご留意事項
	3	短期プライムレート変動金利型			

※本内容が契約条項のすべてではございませんので、詳しくは契約書をご覧ください。

※本冊子は契約書（控）等と共にお取引が終了するまで大切に保管してください。

※ご契約内容についてご不明な点等ございましたら、下記取扱店までご連絡ください。

説 明 日		取 扱 店	
交 付 日		当行説明者	

重要事項のご案内【消費者ローン基本条項】

説明項目	
1	<p>基本的説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本約定について お客さまにご契約いただく基本的な条項については、契約書の裏面に記載されていますのでご確認願います。 ◆契約書に記載された主な用語につきましては、別掲消費者ローン契約書「用語解説集」に分かりやすく解説しております。
2	<p>ご融資条件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ご契約内容については、全て契約書に記載されています。ご契約内容についてご確認ください。 ①ご契約（予定）日 ②お借入金額 ③資金使途 ④最終返済日 ⑤ご融資利率 ⑥ご返済方法 ⑦利息のお支払時期・方法 ⑧連帯保証人 等。 ○契約の成立について 民法第 587 条の 2 では、書面で行う金銭消費貸借は銀行と借主の双方の合意をもって契約成立としていますが、当行では、金銭消費貸借に基づく貸出実行（借り入れる金銭のお借主受領）をもって効力が生じるものとします。 ○資金使途について 今回のご融資の資金使途は、金銭消費貸借契約証書記載の通りとなっておりますが、万が一、他の資金使途にご利用された場合は、一括でご返済を頂くこともございますので、ご了承ください。 ○遅延損害金について 支払期日通りにご融資の返済金をお支払いいただけないときは、遅延損害金が発生します。遅延損害金は、約定返済金の元金部分に対して、年 14%（カードローン TOHO スマートネクスの場合年 20%）となっております。
3	<p>ローンの申込みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東邦 <input type="checkbox"/> ローン借入申込書は、ローンを申込みことによって、同時に金銭消費貸借契約証書も複写により記入することになります。金銭消費貸借契約証書は、保証会社および当行所定の審査を行った結果承認となり、ご融資を実行して初めて効力を有することとなります。申込時点での融資予約を意味するものではありません。 ○同時に記入していただくのは、お客さまの利便性を勘案してのことであり、審査の結果ご成約とならなかった場合は、無効となりますのであらかじめご了承ください。 また、契約書記載内容等に変更が生じた場合は、訂正印等を頂くことになります。 ○ご提出いただきました書類につきましては、ご返却いたしませんのでご了承ください。
4	<p>保証提携先（保証委託先）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保証提携先（以下「保証会社」といいます）とは、消費者ローン等において、借主の当行に対する債務について保証を行う「信用保証会社」のことをいいます。 ○借主に債務全額の返済義務が生じた場合、当行は債務の保証会社に対して、債務全額の返済を請求することになります。 保証会社が借主に代わって債務全額を当行に代位弁済した場合、借主および連帯保証人は保証会社にこの債務全額を返済することになります。

説明項目	
4	<p>代位弁済時に、担保権は保証会社へ移転することになりますが、保証会社による担保物件処分後にもなお残債務がある場合には、借主および連帯保証人は残債務全額を保証会社に弁済することになります。</p> <p>物上保証人の方は、担保物件の処分価額についてのみ弁済責任が生じます。</p> <p>○保証会社が代位弁済した場合で、連帯保証人等が借主に代わって保証会社に債務の弁済をした場合は、連帯保証人等は借主に対して求償することができ、この求償のために保証会社の権利に代位（※）することができます。</p> <p>なお、この場合の「求償」とは、借主に代わって弁済をした人が、借主に対して返還を求めることができる権利のことを意味します。</p> <p>（※）連帯保証人（保証会社なども含みます）が借主に代わって銀行に債務の返済を行うことによって、銀行が有する担保権その他の権利を取得することを代位といいます。</p> <p>○代位弁済 期限の利益喪失条項に抵触する等、一定の事由が生じた場合、当行は保証会社より代位弁済を受けることになります。</p>
5	<p>保証料について</p> <p>○保証料とは、保証業務に対して保証会社に支払う報酬のことをいいます。</p> <p>○お客さまにお支払いいただく保証料は、保証会社が定める所定の料率によります。</p> <p>○保証料のお支払方法には、「一括支払方式」と「分割支払方式」の2つがございます。</p> <p>①「一括支払方式」の場合は、お借入時に一括して保証会社宛支払う前払方式となります。</p> <p>②「分割支払方式」の場合は、保証料率相当として借入利率に所定の保証料率を上乗せする方式となります。</p> <p>○「一括支払方式」の場合、繰上返済等による未経過保証料は、保証会社の定める所定の計算方法により返還いたします。</p> <p>但し、借主の死亡等により、団体信用生命保険の保険金等で返済がなされた場合の未経過保証料は返還いたしません。</p>
6	<p>消費者ローン関連手数料について</p> <p>◆主なものを記載いたしますが、詳細は当行行員にご確認ください。</p> <p>○ご融資実行時 ご融資実行時に、当行の店頭に表示された取扱手数料を申し受けます。</p> <p>○住宅ローン固定選択型における固定金利期間の選択時 固定金利選択の都度、当行の店頭に表示された取扱手数料を申し受けます。 なお、現在の固定期間選択手数料は11,000円（消費税込）となります。 但し、借入と同時に固定金利を選択いただく場合は、初回の手数料は無料となります。また、固定金利期間の自動継続をご選択いただいた場合、次回自動継続時より手数料は、3,300円（消費税込）となります。</p> <p>○繰上返済時 住宅ローン等の繰上返済時は、当行の店頭に表示された取扱手数料を申し受けます。 なお、現在の繰上返済手数料は次のとおりとなります。</p> <p>①繰上返済元金が300万円未満の場合、11,000円（消費税込）。</p> <p>②繰上返済元金が300万円以上1,000万円未満の場合、33,000円（消費税込）。</p> <p>③繰上返済元金が1,000万円以上の場合、55,000円（消費税込）。</p>

説明項目	
6	<p>※保証料分割支払方式の場合で繰上返済を行った場合は、保証会社所定の手数料が必要となる場合がございます。</p> <p>○住宅ローン等の条件変更手数料 11,000 円（消費税込）。</p> <p>○住宅ローンの種類によっては、別途「取扱手数料」を申し受ける場合がございます。</p> <p>◆手数料については、後記 20「消費者ローンにかかる主な手数料等一覧」をご参照願います。</p> <p>◆手数料は、経済情勢等の変化により改定する場合がございます。改定の場合はホームページに掲載いたします。</p>
7	<p>連帯保証人について</p> <p>○保証人は、借主がローン等を返済できない場合に、借主に代わって返済する義務を負う人をいいますが、「連帯保証人」とは、さらに借主と連帯して返済義務を負う人をいいます。</p> <p>○連帯保証人は、借主が債務を履行しない場合、直ちにその債務を履行する義務があり、「まず、借主に請求して欲しい（催告の抗弁権）」「まず、借主の財産から取り立てて、その後残債務を請求して欲しい（検索の抗弁権）」ということとはできません。</p> <p>○複数の連帯保証人がいる場合でも、各保証人がそれぞれ保証債務全額を負担する義務があります。（分別の利益は認められておりません）</p> <p>※例えば、3,000 万円の債務について 3 人が連帯保証人となった場合、各保証人が 1,000 万円ずつ負担するのではなく、各々が 3,000 万円の保証債務を負担する義務が発生することになります。</p> <p>○保証債務は、連帯保証人が死亡した場合、その相続人にも及ぶこととなります。</p>
8	<p>担保提供者兼連帯保証人について</p> <p>○担保物件をご提供いただいている方を物上保証人といいますが、担保提供者兼連帯保証人の場合は物上保証人と同時に連帯保証人として保証参加いただいております。</p> <p>○仮に、担保を処分した後も残債務があるような場合には、物上保証人としての債務はなくなりますが、残りの債務について連帯保証人としての保証債務は残ることとなり、残債務の履行をお願いすることとなります。</p>
9	<p>連帯債務について</p> <p>○2 人以上の債務者が、各自独立して全部の弁済の責任を負い、1 人が弁済すれば他の債務者は債務を免れるという複数債務者の関係を連帯債務といいます。</p>
10	<p>期限の利益の喪失について</p> <p>○期限の利益とは</p> <p>例えば、消費者ローン契約の場合、借主は「契約で定められた最終返済期限までは、約定通りにご返済いただければ、借入金全額の返済を求められることはない」というお客さまの利益のことをいいます。</p> <p>○当然喪失</p> <p>お客さまが返済を遅延した場合、団体信用生命保険契約上の保険事故（死亡や高度障害等）が発生した場合、破産・民事再生手続き開始等が発生した場合等は、当然に期限の利益が喪失します。</p> <p>○請求喪失</p> <p>担保の目的物について差押等が発生した場合は、当行からの請求により期限の利益が喪失します。</p>

説明項目	
10	<p>○期限の利益の回復 お客さまが期限の利益を喪失した後でも、一定の事由のもとで期限の利益を回復させることが可能です。</p> <p>◆なお、ローンの種類によっては、上記とは「期限の利益喪失事由」が異なる場合がございますので、契約書等によりご確認ください。</p>
11	<p>反社会的勢力の排除について</p> <p>○お客さま、またはお客さまの保証人は、現在かつ将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、またはそれらに類する行為を行わないことを表明し、確約していただき、仮にそれらに反することが判明した場合に当行からの請求により期限の利益を喪失させることができることを定めています。</p> <p>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>
12	<p>相殺について</p> <p>○相殺とは、例えば預金と借入の債権債務が併存する場合に、それらを交互に支払う代わりに対等の金額で消滅させることをいいます。</p> <p>期限の利益を喪失している場合等は、お客さまの預金の満期日が到来していなくても、相殺できることとなります。</p>
13	<p>抵当権について</p> <p>○特定の債務を担保することを目的とする担保権で、債務の弁済がない場合には、当行または保証会社は目的物（不動産）の処分（売却等）により貸出金等を回収することができます。</p> <p>○金銭消費貸借契約証書記載の内容について、抵当権設定契約証書記載の物件を担保としてご提供いただくこととなります。</p> <p>○対象となる債務の減少に伴って抵当権残高も減少します。</p>
14	<p>担保の換価方法（担保物件の処分）について</p> <p>○借主が「破産・民事再生手続開始等」はもとより、債務の一部でも返済不能となった場合等、借主が期限の利益を喪失した場合には、当行または保証会社は担保権を実行し、担保物件の売却等により貸出金の回収を図ることとなります。</p> <p>○複数の担保権がある場合は、この行使の順番は当行または保証会社の任意とさせていただきます。</p> <p>○担保の換価方法としては、任意売却と競売の申立があります。</p> <p>①任意売却とは、当事者同士の話し合いで不動産を売却し、売却代金を借入金等の返済に充当していただくことをいいます。</p>

説明項目	
14	<p>②当事者同士の話し合いで折り合いがつかない場合には、当行または保証会社が裁判所に競売の申立てを行い、担保物件を差し押さえた後、裁判所の手続きにより売却することもあります。</p>
15	<p>担保に関する報告・調査等について</p> <p>○お客さまに担保として差し入れていただいた物件は、現状通りに維持・管理していただく必要があります。</p> <p>○担保物件の状況について、銀行から請求があった場合は必ず報告して頂くことを定めています。また、債権保全上必要と認められる場合は、銀行は担保物件の中に立ち入り調査させて頂くことがありますのでご了承ください。</p> <p>○担保物件について重大な変化が生じた場合や生じるおそれのある場合は、銀行からの請求がなくても必ずご連絡ください。</p> <p>例えば、更地であれば建物が建った時、建物であれば増改築等を行った時等、何か担保物件に変化があった場合は必ずご連絡ください。</p> <p>担保物件の変動について</p> <p>○すでに差し入れていただいている担保の価値が減少した場合やお客さまの信用状態が悪化した場合等は、新たに担保物件の差し入れ・変更・連帯保証人のご参加を求め場合がございます。</p> <p>担保物件の火災保険について</p> <p>○お客さまに担保として差し入れていただいた物件が建物の場合は、火災保険にご加入のうえ、ローンご利用中は火災保険契約を継続していただく必要があります。</p> <p>○ご契約の途中で解約されますと、万が一火災等の事故に遭われた場合、保険金が支払われず、住宅を建て替えることや繰上返済することが出来なくなりますので、ご注意ください。</p> <p>○また、火災保険証券の管理や期日管理につきましては、お客さまご自身で管理していただくこととなります。</p> <p>○なお、ローンご利用中に万が一火災等の事故に遭われた場合は必ずご連絡ください。</p>
16	<p>個人情報情報について</p> <p>○「全国銀行個人情報センター（以下、KSC といいます）」は、消費者信用の円滑化等を図るため、全国銀行協会が設置・運営している個人情報情報機関で、ローンやクレジットカード等のお取引の内容に応じた個人情報情報を収集し、会員における与信判断およびご契約後のお取引の管理のための参考資料としてこれを提供しています。</p> <p>○「株式会社日本信用情報機構（以下、JICC といいます）」は、信用情報の収集・登録・管理・提供並びに交流に関する事業を行っている個人情報情報機関です。</p> <p>○KSC、JICC には、ご契約されたお取引に応じて、次の内容が登録されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人に関する、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先名、勤務先電話番号等。 ・銀行等が KSC、JICC に照会した場合は、ご本人の氏名、生年月日、お取引の種類および照会した目的と日付などの照会記録が登録されます。 <p>◆詳細につきましては、店頭に備え付けの「個人情報情報センターのご案内」をご参照願います。</p> <p>○なお、ご契約いただきましたお取引が保証会社保証付の場合は、その保証会社が加盟する個人情報情報機関もございますので詳細につきましては、保証会社制定の同意書をご参照願います。</p>

説明項目

ローン（債務）返済支援保険について

- 借主が住宅ローンの返済期間中に、万一病気・医師の指示による自宅療養等により就業不能となった場合、30日間の免責期間経過後、最長3年間にわたりローン返済相当額の保険金が借主に支払われる制度です。
- 但し、健康状態等に関し損害保険会社に告知するに際して、事実を記入しなかったり、記入した内容が事実と違っていたりした場合には、保険契約が解除され、保険金が支払われない場合がございます。
- 連帯債務扱いの場合、加入できるのは主債務者の方のみとなります。
またこの場合、ローンの返済及び保険料引落とし口座は、主債務者名義の預金口座となります。
- 17 ○毎年7月1日を基準日として保険料率の見直しが行われます。
また、予定された金利の変動や、一部繰上返済等によりローン返済月額に変動があった場合には、それにあわせてお支払いいただく保険料は変更となります。
- 本保険は、複数の保険会社による共同保険契約の形式をとっております。各保険会社は各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負う内容となっております。なお、共同保険の引受保険会社および引受割合については「地銀協債務返済支援保険の引受保険会社、引受割合のご案内」をご参照願います。
- 本保険への加入は、お客さまの任意によるものであり、融資条件等ではございません。
- ◆なお、保険内容の詳細は、「加入依頼書兼告知書」付帯のお客さま宛説明資料「重要なことがら」（「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」）をご参照願います。

団体信用生命保険について（リビングニーズ保障特約付）（※）

- 「団体信用生命保険」とは、借主を被保険者とする保険契約（保険料当行負担）で、借主が死亡または所定の高度障害状態になられたとき、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である当行に支払い、その保険金を限度として債務に充当する仕組みの団体保険です。
- 但し、健康状態等に関し生命保険会社に告知するに際して、事実を記入しなかったり、記入した内容が事実と違っていたりした場合には、保険契約が解除される場合がございます。
- 連帯債務の場合の団体信用生命保険の保険金額は、原則収入按分による付保割合に基づき双方のご収入に応じ10%刻み（合計100%）で付保することになります。なお、融資対象不動産の持分割合と近い付保割合とすることも出来ますので詳しくは当行窓口にてご相談ください。
- 18 ◆なお、東邦・全国保証付住宅ローンの団体信用生命保険の保険金額は、親子リレーの場合を除き、主たる債務者の方にのみ付保することになります。
- ※リビングニーズ保障特約が付加されている場合について**
- リビングニーズ保障特約は、特約の保障開始日（ローン実行日）以降に、医師の診断書等で保険会社により余命6ヵ月以内と判断された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、債務の一括返済に充当することを目的とした団体信用生命保険に付加した特約です。
- ◆なお、保険内容の詳細は「申込書兼告知書」付帯の「リビングニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」（「契約概要」「注意喚起情報」）および「申込書兼告知書」（お客さま控）裏面「リビングニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」または「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」をご参照願います。

説明項目

がん保障特約が付加されている場合について（リビングニーズ保障特約付）（※）

- がん保障特約は、保障開始日以降、生まれて初めて「がん（悪性新生物）」に罹患し、医師により「がん（悪性新生物）」と診断確定された場合、住宅ローン残高相当額ががん診断給付金として支払われ、債務の一括返済に充当することを目的とした団体信用生命保険に付加した特約です。
- 保障開始日は、ローン融資実行日から91日目となります。
- 「がん（悪性新生物）」については、「上皮内がん（上皮内新生物）」および「皮膚がん（悪性黒色腫以外）」を除く疾病が保険金支払いの対象となります。

※リビングニーズ保障特約が付加されている場合について

- リビングニーズ保障特約は、特約の保障開始日（ローン実行日）以降に、医師の診断書等で保険会社により余命6ヵ月以内と判断された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、債務の一括返済に充当することを目的とした団体信用生命保険に付加した特約です。
- ◆なお、保険内容の詳細は「申込書兼告知書」付帯の「がん保障特約付リビングニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」（「契約概要」「注意喚起情報」）および「申込書兼告知書」（お客さま控）裏面「がん保障特約付リビングニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」または「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」をご参照願います。

3 大疾病保障特約が付加されている場合について

- 3大疾病保障特約は、保障開始日以降、債務者が死亡または高度障害となった場合および「がん（悪性新生物）」に初めて罹患した場合のほか、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」を発病し、60日以上労働の制限または他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断確定された場合、あるいは「急性心筋梗塞」、「脳卒中」の治療のための所定の手術を受けた場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、債務の一括返済に充当することを目的とした団体信用生命保険に付加した特約です。
- 保障開始日は、ローン融資実行日または生命保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。
- 「がん（悪性新生物）」については、「上皮内がん（上皮内新生物）」および「皮膚がん（悪性黒色腫以外）」を除く疾病が保険金支払いの対象となります。
また、「急性心筋梗塞」については、「虚血性心疾患」のうち「急性心筋梗塞」、「再発性心筋梗塞」の2疾病が、「脳卒中」については、「脳血管疾患」のうち「くも膜下出血」、「脳内出血」、「脳梗塞」の3疾病が保険金支払いの対象となります。
- ◆なお、保険内容の詳細は「申込書兼告知書」付帯の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」（「契約概要」「注意喚起情報」）および「申込書兼告知書」（お客さま控）裏面「3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」をご参照願います。

団体信用就業不能保障が付加されている場合について（リビングニーズ保障特約付）（※）

- 「傷害または疾病」の保障
＜就業不能給付金＞
保障開始日（※1）以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能状態（※2）となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したときは、該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額が給付金として支払われます（就業不能状態の継続期間4～12ヵ月）。

18

説明項目

<長期就業不能保険金>

保障開始日（※1）以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能状態（※2）となり、その状態が12ヵ月（就業不能給付金のお支払事由に該当してから9ヵ月）を超えて継続したときに住宅ローン残高相当額が保険金として支払われます。

（※1）保障開始日は、融資実行日（借換え融資の場合は、借換え日）または生命保険会社のご加入を承諾した日のいずれか遅い方となります。

（※2）「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、「地銀協ライフサポート団信制度 申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照願います。

※リビングニーズ保障特約が付加されている場合について

○リビングニーズ保障特約は、特約の保障開始日（ローン実行日）以降に、医師の診断書等で保険会社により余命6ヵ月以内と判断された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、債務の一括返済に充当することを目的とした団体信用生命保険に付加した特約です。

◆なお、保険内容の詳細は「地銀協ライフサポート団信制度 申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビングニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」（「契約概要」「注意喚起情報」）および「地銀協ライフサポート団信制度 申込書兼告知書」（お客さま控）裏面「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビングニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」をご参照願います。

18

3大疾病+5つの重度慢性疾患保障が付加されている場合について（リビングニーズ保障特約付）（※）

○「3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）」と「5つの重度慢性疾患（高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎）」保障を付加した保障内容です。

○3大疾病のがん保障については、「がん保障特約が付加されている場合について」をご覧ください。

○「脳卒中」「急性心筋梗塞」保障

<就業不能信用費用保険金>

ローン融資実行日以降に発病し、保障開始日（待機期間3ヵ月）（※1）以降に「脳卒中」または「急性心筋梗塞」により就業不能状態となり、約定返済日まで継続した場合、最長2ヵ月のローン返済額が保障されます。この場合、「脳卒中」については、「脳血管疾患」のうち「くも膜下出血」、「脳内出血」、「脳梗塞」の3疾病が、「急性心筋梗塞」については、「虚血性心疾患」のうち「急性心筋梗塞」が、保険金支払いの対象となります。

（※1）ローン融資実行日を責任開始日とし、責任開始日から起算する待機期間満了日の翌日から保険契約上の保障を開始します。

<診断給付金>

保障開始日以降に罹患し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、所定の状態が継続したと医師により診断された場合、60日経過時点のローン残高相当額が診断給付金として支払われます。

説明項目

<p>18</p>	<p>○「5つの重度慢性疾患」保障 <就業不能信用費用保険金> ローン融資実行日以降に発病し、保障開始日（待機期間3ヵ月）（※2）以降に「5つの重度慢性疾患」により就業不能状態となり、その状態が約定返済日まで継続した場合、最長12ヵ月ローン返済額が保障されます。 （※2）ローン融資実行日を責任開始日とし、責任開始日から起算する待機期間満了日の翌日から保険契約上の保障を開始します。</p> <p><債務繰上返済支援保険金> 保障開始日以降に5つの重度慢性疾患により就業不能の状態となり、その日から12ヵ月経過した日の翌日までその状態が継続した場合、12ヵ月経過時点のローン残高相当額の債務繰上返済支援保険金が支払われます。</p> <p>※リビングニーズ保障特約が付加されている場合について ○リビングニーズ保障特約は、特約の保障開始日（ローン実行日）以降に、医師の診断書等で保険会社により余命6ヵ月以内と判断された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、債務の一括返済に充当することを目的とした団体信用生命保険に付加した特約です。 ◆なお、保険内容の詳細は「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」をご参照願います。</p> <p>配偶者保障特約（がん診断給付金特約〔配偶者・女性用〕）が付加されている場合について ○がん診断給付金保障特約（配偶者・女性用）は、住宅ローンの借主（主債務者）の配偶者の方（住宅ローンをお借入れいただくご本人さまと法律上の婚姻関係にある方（妻）が、特約の保障開始日（待機期間3ヵ月）（※3）以降に、生まれて初めて「乳がん・子宮がん・卵巣がんなど女性特有のがん（悪性新生物）」に罹患し、医師により診断確定された場合、100万円（1回のみ）が診断給付金として配偶者あて支払われる特約です。 （※3）ローン融資実行日を責任開始日とし、責任開始日から起算する待機期間満了日の翌日から保険契約上の保障を開始します。 ○「女性特有のがん（悪性新生物）」のうち「上皮内がん（上皮内新生物）」は、保険金支払いの対象外となります。 ○借主が女性の場合（連帯債務の場合を含みます）は、対象外とさせていただきます。 ◆なお、保険内容の詳細は「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」をご参照願います。</p>
<p>19</p>	<p>届出事項の変更について ○住所・氏名・印鑑・電話番号等、当行に届出のある事項について変更が生じた場合は、すぐに変更手続きをお願いいたします。 ○借主や連帯保証人等の信用状態や財産状況等に重大な変化が生じた場合、または生じる恐れがある場合も同様にお届けください（死亡、痴呆、引越し、離婚、退職、別居、行方不明、転職等）。 ○当行が管理できない遠方へのご転居等の場合は、残額の一括繰上返済を受ける場合もございます。 ○届出を怠ったことにより、当行からの通知を受領できなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>

説明項目

<消費者ローンにかかる主な手数料等一覧>

- ◆手数料は経済情勢等の変化により改定する場合がございます。改定の場合は、ホームページに掲載いたします。
- ◆消費者ローン関連の手料は口座振替によりお支払いいただきます（現金での取扱いはいたしかねますのでご了承ください）。
- ◆当行の行員が、訪問先で手数料にかかる払戻請求書をお預りする場合、所定の預り証を発行いたします（預り証を発行せずにお預りすることはありません）。タブレット端末によりお預りする場合は、預り証の発行に代えてお客さまのご署名をいただきます。

(2025年1月20日現在)

項目	内訳	金額(消費税込)	受取先	
1 消費者ローン等に係る新規取扱手数料	東邦・マル信住宅ローン(変動金利型・固定金利型)	88,000円	当行	
	東邦・全国保証付住宅ローン(※1)			
	東邦・フラット35			
	東邦・フリーローン(有担保型)			
	プロパー扱い住宅ローン(不動産担保扱い)			
	プロパー扱いローン(住宅以外で不動産担保扱い)	55,000円		
	東邦・無担保住宅ローン	11,000円		
	東邦・ジャックス保証付住宅ローン(無担保型)			
	東邦・太陽光発電システムローン			
	プロパー扱い住宅ローン(不動産担保扱い以外の場合)			
一般消費者ローン(※2)	3,300円			
2 住宅ローン等に係る繰上返済手数料(※3)	元金の繰上返済金額	300万円未満	11,000円	当行
		300万円以上1,000万円未満	33,000円	
		1,000万円以上	55,000円	
3 保証料「分割支払方式」での繰上返済手数料(※3)(※4)	全額繰上返済または一部繰上返済		11,000円	東邦信用保証㈱
	2018年3月までの融資実行分			
	区分	繰上返済指定日(※5)	金額(消費税込)	
	全額繰上返済	60回目の約定返済日まで	2,200円	
		60回目の約定返済日の翌日から84回目の約定返済日まで	1,100円	
84回目の約定返済日の翌日以降		無料		
一部繰上返済	一律	5,500円		
4 固定金利期間設定手数料	店頭にて固定金利選択の都度(※6)		11,000円	当行
	固定金利期間の自動継続手数料(2回目以降継続の都度)		3,300円	
5 住宅ローン等に係る条件変更手数料	貸出条件に係る条件変更(※7) 固定金利期間設定以外の金利に係る条件変更(※8)		11,000円	当行
6 東邦信用保証㈱保証付住宅関連ローン条件変更手数料	保証期間の延長・短縮		11,000円	東邦信用保証㈱
	2018年3月までの融資実行分		5,500円	
7 ハウジングローン条件変更手数料	固定金利型から変動金利型への変更		5,500円	三菱UFJ ㈱
8 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書発行手数料	店頭発行の場合(都度・お客さま毎・1通あたり)		660円	当行
	郵送発行の場合(発行ご依頼時・お客さま毎)		2,200円	
9 融資証明書	発行手数料		11,000円	当行

(※1) 全国保証付住宅ローンで保証料「一括支払方式」の場合は保証会社あて手数料55,000円を含みます。

(※2) WEB完結ローン、カードローン等は対象外となります。

(※3) 「金利ミックス型住宅ローン」の元金返済額が100万円以上の繰上返済(一部・全額)、レディース住宅ローン「きらら」の繰上返済(一部・全額)の場合は、繰上返済手数料は無料となります。

(※4) 保証料「一括支払方式」の各種変更事務取扱手数料は、保証会社からの返戻保証料より各種手数料等を控除(お支払に充当)のうえ、ご精算させていただきます(詳細はお手続き時に店頭にて確認願います)。

(※5) 元金返済据置期間を設定されていた場合は、据置期間経過後の返済回数とします。

(※6) 新規実行時より固定金利期間を設定する場合は、初回の手料は不要となります。

(※7) お客さまのお申出に基づく、借入期間の延長・短縮、返済日・ボーナス返済割合の変更、債務者・保証人・担保条件変更等が対象となります。

(※8) 全期間交替制度の適用や金利引下げ等が対象となります。

20

重要事項のご案内【消費者ローン金利】

説明項目	
1	<p>固定金利型</p> <p>1. 決定方式 商品毎に金融情勢等を勘案しながら、当行の基準に則り決定しております。</p> <p>2. 借入利率見直しルール 借入利率は全期間変更しないものとします。但し、金融情勢の変化やその他相当の事由がある場合には、当行または借主は相手方に対し、これらを一般的に合理的と認められる程度のものに変更することについて、協議を求めることができます。</p> <p>3. 元利金返済額の見直しルール（元利均等返済の場合のみ適用となります） 前記2の借入利率見直しに伴って、元利金返済額を見直す場合がございます。</p>
2	<p>短期プライムレート連動金利型</p> <p>1. 決定方式 当行の基準利率である短期プライムレートに加算（減算）して決定しております（※）。基準利率の変更を見直す基準日は、基準利率である短期プライムレートが変更される都度となります。 （※）詳細は、金利に関する契約書等でご確認ください。</p> <p>2. 借入利率見直しルール 当行の基準利率である短期プライムレートが変更になった場合に、借入利率は基準利率変動幅と同一幅で変更いたします。新利率は、短期プライムレート変更日以降最初に到来する返済日の翌日からの適用となります。</p> <p>3. 元利金返済額の見直しルール（元利均等返済の場合のみ適用となります） 借入利率の見直しの都度、その借入利率の見直し日現在の借入残高・最終返済日までの残存期間・新利率等により、当行所定の方法で残存期間を変えずに再計算し、借入利率変更日以降最初に到来する返済日から変更いたします。なお、元利金返済額の変動幅に上限は設けません。</p>
3	<p>短期プライムレート変動金利型</p> <p>1. 決定方式 当行の基準利率である短期プライムレートに加算（減算）して決定しております（※）。 （※）詳細は、金利に関する契約書等でご確認ください。</p> <p>2. 借入利率見直しルール 基準利率の変更を見直す基準日は、毎年①4月1日、②10月1日となります。見直し基準日時点の基準利率と前回の基準日（契約日以降最初に見直しを行う場合は契約日）時点の基準利率とを比較し差が生じた場合、借入利率はその差と同一幅で変更いたします。 ①4月1日基準日に決まる新利率は、その年の6月の返済日の翌日から12月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、6月以降最初に到来する増額返済日の翌日から12月以降最初に到来する増額返済日）まで適用いたします。 ②10月1日基準日に決まる新利率は、その年の12月の返済日の翌日から翌年6月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、12月以降最初に到来する増額返済日の翌日から翌年6月以降最初に到来する増額返済日）まで適用いたします。</p>

説明項目	
3	<p>3. 元利金返済額の見直しルール（元利均等返済の場合のみ適用となります）</p> <p>借入利率見直しの都度、6月・12月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、6月および12月以降最初に到来する増額返済日）現在の借入残高・最終返済日までの残存期間・新利率等により、当行所定的方式で残存期間を変えずに再計算し、借入利率の見直しが①4月1日の場合その年の7月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、6月以降最初に到来する増額返済日の翌月の返済日）から、②10月1日の場合翌年1月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、12月以降最初に到来する増額返済日の翌月の返済日）から、変更するものといたします。なお、元利金返済額の変動幅に上限は設けません。</p>
4	<p>変動金利型住宅ローン利率（変動金利型・固定選択型）</p> <p>1. 決定方式</p> <p>当行の短期プライムレート連動長期貸出最優遇金利に基づき「基準利率（変動金利型住宅ローン利率）」を決定しております（※）。</p> <p>※詳細は、金利に関する契約書等でご確認ください。</p> <p>2. 借入利率見直しルール</p> <p>（1）変動金利型</p> <p>基準利率の変更を見直す基準日は①毎年4月1日、②10月1日となります。</p> <p>見直し基準日時点の基準利率と前回の基準日（契約日以降最初に見直しを行う場合は契約日）時点の基準利率とを比較し差が生じた場合、借入利率はその差と同一幅で変更いたします。</p> <p>①4月1日基準日に決まる新利率は、その年の6月の返済日の翌日から12月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の6月以降最初に到来する増額返済日の翌日から12月以降最初に到来する増額返済日）まで適用いたします。</p> <p>②10月1日基準日に決まる新利率は、その年の12月の返済日の翌日から翌年6月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の12月以降最初に到来する増額返済日の翌日から翌年6月以降最初に到来する増額返済日）まで適用いたします。</p> <p>（2）固定選択型</p> <p>変動金利適用期間中に、お客さまのお申し出により固定金利適用期間を設定することができます。各固定金利適用期間の利率は市場金利等を勘案しながら毎月見直しを行っており、原則固定金利適用期間のご契約月（再設定時を含みます）での利率が適用となります。固定金利適用期間を設定しない場合は、変動金利が適用されます。</p> <p>①固定金利適用期間は、当行の店頭に示された所定の期間とします。</p> <p>②固定金利適用期間が終了し、引続き固定金利適用期間を再設定する場合、固定金利適用期間終了日の約2ヵ月前に、当行から「固定金利期間終了のお知らせ」を郵送いたしますので、「固定金利期間終了のお知らせ」の記載内容に従ってお手続きをお願いいたします。但し、元利金返済が遅延している場合や当行が債権保全を必要とする相当の事由がある場合は、固定金利適用期間の再設定はできません。なお、固定金利適用期間を再設定しない場合は、変動金利が適用されますが、その場合は変動金利適用に関してのお手続きは必要ございません。</p>

説明項目

- ③固定金利適用期間の再設定及び変動金利適用期間中に固定金利適用期間を設定する場合の適用利率は、当行所定の利率が適用されます。
- ④固定金利適用期間が終了した場合、終了日の翌日に固定金利から変動金利に変更することとなります。なお、利率は終了日の当行の短期プライムレート連動長期貸出最優遇金利に基づき当行が定める変動金利型住宅ローン基準利率により決定することとなります。見直し後の利率は、固定金利適用期間終了日の翌日より適用します。

【固定金利適用期間の自動継続】

お客さまのお申し出により、固定金利適用期間（以下「特約期間」）を自動継続する特約を設定いただけます。自動継続の特約を設定した場合、特約期間の終了時に、特約期間終了前の特約期間と同一期間の特約期間を自動的に設定いたします。また、次回以降も同様となります。

なお、自動継続後の新たな特約期間に適用される利率については、自動継続前の特約期間終了日現在の当行所定の利率を適用いたします。但し、特約期間終了後の返済期間が特約期間に満たない場合は、最終特約期間として最終期日まで特約期間を設定し、自動継続前の特約期間終了日現在の当行所定の利率を適用いたします。なお、お客さまのお申し出により、自動継続の特約を停止することができます。

3. 元利金返済額の見直しルール（元利均等返済の場合のみ適用となります）

(1) 変動金利型

変動金利の適用期間中に利率の変更がある場合でも、変動金利を適用した日以降、10月1日の基準利率を基準とした借入利率の見直しが4回までは一定とし、その間に借入利率の変更があっても変更いたしません。但し、元利金返済額の内訳である元金、利息の額は、①借入利率の見直しが4月1日の場合その年の7月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の6月以降最初に到来する増額返済日の翌月の返済日）から、また②借入利率の見直しが10月1日の場合翌年1月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の12月以降最初に到来する増額返済日の翌月の返済日）から変更いたします。

また、元金の返済を据置きしている場合は、毎回の利息支払額が変更となります。

元利金返済額の変更は、5回目の10月1日の基準利率を基準とした借入利率の見直し時に行い、12月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の12月以降最初に到来する増額返済日）現在の借入残高・最終返済日までの残存期間・新利率等により、当行所定の方法で残存期間を変えずに再計算し、翌年1月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の12月以降最初に到来する増額返済日の翌月の返済日）から変更いたします。

- ①上記により、元利金返済額見直し後の元利金返済額が増加する場合、新元利金返済額は、変更前の元利金返済額の1.25倍を超えない元利金返済額とします。また、算出した元利金返済額が変更前の毎回の元利金返済額より少なくなる場合は、残存期間を変えずに元利金返済額を少なくします。
- ②また、借入利率の変更により、毎月の約定利息が所定の元利金返済額を超える場合、その超過額（以下「未払利息」）の支払いは翌月以降の元利金返済額より支払うものとし、その充当順序はA. 未払利息、B. 約定利息、C. 元金の順序となります。以後の支払についても同様とします。
- ③年2回の増額返済部分については、次回返済時より毎月返済部分とは別個に前記①②に準じ取扱います。

説明項目	
4	<p>④5年毎の毎回の元利金返済額を見直しする際に、未払利息の繰延べがある場合、当行所定の計算方法により新元利金返済額を算出するものとし、充当の順序は前記②と同様となります。</p> <p>⑤最終の元利金返済額の変更以降、利率の変更に伴い未払利息及び元金の一部が残存する場合、最終期日に一括返済することになります。</p> <p>(2) 固定選択型</p> <p>元利金返済額は、固定金利適用期間設定日及び固定金利適用期間終了日（以下あわせて「利率見直し日」）の都度、利率見直し日現在の借入残高・最終返済日までの残存期間・新利率等により、当行所定の方法で残存期間を変えずに再計算し、利率見直し日の翌日以降最初に到来する返済日から変更いたします。</p> <p>なお、元利金返済額に上限は設けないものとします。</p> <p>また、固定金利適用期間中における元利金返済額の変更はいたしません。固定金利期間終了後の適用利率が固定金利期間の適用利率より高くなる場合は、元利金返済額は増加いたします。</p>
5	<p>ご留意事項</p> <p>(1) 制約事項（変動金利型住宅ローン利率の場合）</p> <p>①A. 変動金利適用期間中における固定金利適用期間の設定、B. 固定金利適用期間終了時における変動金利の適用、C. 固定金利適用期間の再設定時の適用利率変更時点においては、変更後の元利金返済額の上限を1.25倍とする特約はございませんのでご注意ください。</p> <p>②固定金利適用期間中は固定金利適用期間の変更・変動金利型への変更・利率の変更はできません。</p> <p>③基準利率は金融情勢の変化（市場金利の変動）により変更されますので、ご契約時の利率が必ずしも期限まで適用されるものではございません。</p> <p>(2) その他</p> <p>①短期プライムレート連動金利型・短期プライムレート変動金利型・変動金利型住宅ローン利率から固定金利型への変更はできません。</p> <p>②借入利率の変更時における事前通知 適用される利率、返済額が変更された場合、当行は原則として変更後第1回返済日の前日までに、変更後の利率、返済額、返済額の内訳（返済額における元金と利息の割合等）を文書により通知するものといたします。</p> <p>③本書に定める以外の事項については、原契約およびこれに付帯する契約書等によるものといたします。</p> <p>◎金利が変動した場合のご返済額の試算をご希望の場合は店頭までお申し出ください。</p>

消費者ローン契約書「用語解説集」

本解説集は消費者ローン契約書に記載された用語を、分かりやすく解説したものです。各用語の後ろの〔 〕内には規定の該当する条項が記載されています。

解説項目・内容	
1	<p><u>契約の成立〔規定第1条〕</u></p> <p>民法第587条の2では、ローン等の貸出に関し銀行と借主の双方の合意をもって契約成立としますが、当行では、金銭消費貸借契約に基づく貸出実行（借り入れる金銭の借主受領）をもって契約の効力が生じる取扱いとします。</p>
2	<p><u>元利金返済額等の自動支払〔規定第2条〕</u></p> <p>元利金返済額等の自動支払とは、毎回の返済額等を銀行の窓口等で返済するのではなく、返済日当日に、コンピューター処理により自動的にご指定の借主の預金口座から引き落され支払われる方式のことをいいます。</p>
3	<p><u>銀行の休日〔規定第2条第1項〕</u></p> <p>銀行の休日は、銀行法で「日曜日その他政令で定める日に限る」とされています。具体的には、「日曜日」のほか、「祝日」、「国民の休日」、「12月31日から翌年の1月3日までの4日間」および「土曜日」です。</p>
4	<p><u>年2回増額返済併用〔規定第2条第1項他〕</u></p> <p>一般には、ボーナス時など年2回（6ヵ月ごと）、通常の毎月返済額に一定額を上乗せして返済する方式のことをいいます。</p>
5	<p><u>損害金〔規定第2条第3項〕</u></p> <p>借主が約定どおり元利金の返済を行わない場合、返済日の翌日から入金日までの期間について、返済が遅延している元金に借入要項に記載された所定の利率を乗じて算出された金額を、違約金としてお支払いいただくものです。</p>
6	<p><u>繰り上げ返済〔規定第3条〕</u></p> <p>借入当初の契約で定められた期限よりも前に、残っている債務額の一部または全部を繰り上げて返済することをいいます。一部の繰り上げ返済をする場合には、繰り上げ返済後も毎回の返済額を変更せず、最終返済期限を繰り上げる方法と、最終返済期限を変更せずに繰り上げ返済後の元本残高をもとにその時点の適用金利で返済額を計算し直す方法があります。こうした繰り上げ返済を行うには、銀行店頭を示されている所定の手数料がかかるのが一般的です。なお、お借入のローンの種類や個々のお借入の内容等により、繰り上げ返済について制約がある場合がございますので、具体的なお手続き等については、お取引店担当窓口までご照会ください。</p> <p>〔繰り上げ返済についてのご注意点（一般の場合の例）〕</p> <p>①ご返済が滞っている場合は、延滞分を解消してからのお手続となります。</p> <p>②据置期間を設けている場合、据置期間中の一部繰り上げ返済はできません。</p> <p>③お借入いただいた後、初回返済の前には一部繰り上げ返済はできません。</p>

解説項目・内容

7	<p>未払利息〔規定第3条第2項〕</p> <p>「未払利息」とは、ローンにおける利息の支払い方法が後払いの場合、発生しているが支払われていない利息のことです。繰り上げ返済を行う場合、次の未払利息について清算が必要となる場合があります。</p> <p>① 繰り上げ返済による年2回増額返済部分の未払利息</p> <p>例えば、増額返済月を4ヵ月経過した時点で繰り上げ返済を行う場合、増額返済分の利息は一般に6ヵ月分を後払いとする取扱いとなっておりますので、前回の増額返済以降の4ヵ月分の利息が未払利息となり、これをご清算いただく必要が生じます。</p> <p>② 「金利に関する契約書（利率・元利金返済額の変更）」に定める未払利息</p> <p>例えば、借入後一定期間毎回の元利返済額が一定に保たれるために、適用利率が上昇し毎回の発生利息がそれを超える場合、超過した利息額は未払利息となり、後に繰り延べられることとなります。繰り上げ返済を行う場合にこの未払利息があるときには、ご清算いただく必要が生じます。</p>
8	<p>担保価値の減少〔規定第4条第1項〕</p> <p>担保物の価値の減少のことをいいます。例えば、不動産や株式等を担保物として差入れている場合、これらの担保物は、地価や相場の変動等により価格が大きく変動することがあり、その価格が借入残債務を担保するに不足するほど下落し、価格の回復が相当期間見込めないような状態となることもあります。</p> <p>担保価値が減少した場合、銀行は、状況によって他の担保、保証の追加あるいは担保の変更をお願いすることがあります。</p>
9	<p>信用不安〔規定第4条第1項〕</p> <p>銀行がローン等の貸出を行う際、借主の信用状態が健全であることを前提としておりますが、貸出後の借主の著しい資産・収入の減少あるいは他の債務の増加等により、借主の返済能力に懸念が生じる場合があります。借主の「信用不安」とは、客観的にみてそのような借主の信用状態に懸念が生じ、返済ができなくなるおそれがある場合をいいます。</p> <p>借主に「信用不安」が生じた場合には、銀行は借主に対し、「信用不安」を解消するに足りる担保、保証の差入、または追加、変更等をお願いすることがあります。</p>
10	<p>債権保全〔規定第4条第1項〕</p> <p>銀行は、貸出した金銭および利息が回収できない事態とならないよう、返済の遅延等の発生を予防するとともに、万一借主が返済できない事態となった場合にも、貸出金が全額回収できるよう必要な措置を講じる必要があります。この措置を「債権保全」といいます。</p>
11	<p>担保の現状変更〔規定第4条第2項〕</p> <p>銀行が貸出を行う場合に土地や建物等の不動産を担保として差入れていただくことがあります。この不動産について、担保価値の変動が生じるような変更を「担保の現状変更」といいます。</p> <p>例えば、建物の増改築・取壊し等や、土地を分割して複数の土地として登記する等の変更を行うことをいいます。</p>
12	<p>第三者のための権利の設定〔規定第4条第2項〕</p> <p>特定の法律関係について、これに関与する者（これを「当事者」といいます。）以外の者のことを「第三者」といいます。消費者ローン契約の場合には、第三者とは、金銭を貸出した銀行と金銭を借入れた借主以外の者のことです。「第三者のための権利の設定」とは、例えば、この「第三者」のために賃借権、質権、抵当権等の権利を設定することをいいます。</p>

13	<p>法定の手続〔規定第4条第3項〕</p> <p>担保を処分する手続については、担保の種類に応じて各種法律にその定めがあり、その手続を「法定の手続」といいます。ところが「法定の手続」では手続に時間を要することもあり、結果として処分の時期が遅れるなど、より有利に処分できる機会を逃してしまい、借主、銀行双方の利益にならないことがあります。</p> <p>そこで銀行は、消費者ローン契約時に、担保を「法定の手続」によらず借主との合意のうえで任意の方法で売却し、そのなかから残っている債務額（残債務額）および売却にかかった費用等を回収できるようにしています。例えば、担保不動産を処分する場合に、相応な条件で当該物件を購入したいという第三者が現れたときには、法律にもとづく不動産売却手続をとらずに、借主、銀行双方の合意のもとに第三者に任意に売却することにより、借主、銀行双方にとって時間的、経済的負担を軽くすることができます。</p>
14	<p>諸費用〔規定第4条第3項〕</p> <p>ここでの「諸費用」とは、担保を取立てたり、処分したりするときに要する諸費用のことをいいます。例えば、売却に伴う手数料や諸税があります。</p>
15	<p>法定の順序〔規定第4条第3項〕</p> <p>「法定の順序」とは、返済された内容（金額、数量等）が債務全体を消滅させることができないとき、その返済を当事者間で①債務が複数個ある場合にいずれの債務に充当するか、②元本、利息、費用のいずれに充当するか、について合意していない場合に適用される法律（民法）で決められた充当の順位のことをいいます。この民法に規定する具体的な「法定の順序」は以下のとおりです。</p> <p>① 債務が複数個ある場合の充当順序</p> <p>借主が同一の銀行に同種の複数個の債務を負っている場合で、その全部を返済しきれないときは、借主がその返済をどの債務に充てるかを指定します。その指定がない場合は銀行が指定できますが、借主が異議を申出ると銀行の指定は効力を発しません。その結果、どの債務に充てるかを定めることができなくなることを防ぐため、最終的な充当方法が法律で定められています。具体的には、</p> <p>a. 返済期限が到来した債務とまだ到来していない債務とでは、返済期限が到来したものを優先すること、</p> <p>b. とともに期限が到来している複数の債務の場合やともに期限が未到来の複数の債務の場合には、借主に有利な債務（例えば貸出金利の高低、抵当権等物的担保の有無、手形債務か一般債務かどうかなどを基準に判断）を優先すること、が定められています。</p> <p>② 元本、利息、費用の充当順序</p> <p>返済期限が到来したものについて返済を行うが、その金額が銀行に対して負担する債務（借入金の元本、利息、担保保全、債権回収費用）全額を返済しきれず、当事者間で充当の順序の定めがない場合、法律では費用、利息、元本の順で充当することを定めています。消費者ローン契約の場合は、前記の法律の規定どおりの弁済の充当方法によると、銀行および借主の双方にとって有利とはならないことがあることから、必ずしもこれによらないことを約定しています。</p>
16	<p>事変〔規定第4条第4項〕</p> <p>例えば、内乱等の騒乱や戦争等のような異常な事態をいいます。</p>

解説項目・内容

17	<p>支払の停止〔規定第5条〕</p> <p>「支払の停止」とは、借主が負う金銭債務や保証提携先が負う保証債務等の全部または大部分の支払、履行が不能になったことを口頭や行動で（明示または黙示に）表示することをいいます。例えば、借主や保証提携先が破産の申立をしたり、店舗を閉鎖して営業を停止したり、銀行で所在がわからなくなる行動をとったような場合には、「支払の停止」とみなされます。また、債権者に対して債務整理に入る旨の通知、店頭掲示等をした場合や、廃業届を提出した場合も「支払の停止」に該当します。</p>
18	<p>手形交換所の取引停止処分〔規定第5条〕</p> <p>通常、手形交換所では、手形、小切手の信用秩序を維持するために、取引停止処分制度を設けています。取引停止処分制度とは、6ヵ月間に2回の不渡りを出した約束手形、小切手の振出人または為替手形の引受人は、銀行との当座勘定取引および貸出取引が2年間停止されるというものです。</p>
19	<p>差押〔規定第6条第2項第5号〕</p> <p>裁判所の命令や税金の滞納処分等により、借主の財産（土地家屋、家財道具のような有体物または権利等）の使用、または処分を禁じることを「差押」といいます。消費者ローン契約書第6条第2項第5号の「差押」とは、借主に何らかの金銭の支払請求権を有する第三者が、借主の当該消費者ローン契約の相手方である銀行に提供された担保（不動産、有価証券等）や預金債権について、裁判所の命令等により、自己の請求権を確実に確保できるように、担保や預金債権の処分等を禁止すること、またはその状態をいいます。</p>
20	<p>競売手続の開始〔規定第6条第2項第5号〕</p> <p>「競売」とは、裁判所が、金銭の支払請求権を有する者（債権者）の申出により、借主に代って借主の財産を多数の申出人に対して買受の申出を行わせて、最高価格の申出人に競売の対象物を売却する担保処分手続をいいます。</p> <p>「競売手続の開始」とは、債権者の申出により裁判所が競売の対象物を差押える（前記18.参照）ことをいいます。</p> <p>具体的には、競売対象物件が不動産の場合には、裁判所から借主に「差押の通知」が送付されたとき、または裁判所が「不動産の登記簿」に「差押の登記」を行ったときです。競売対象物件が動産（例えば株券等有価証券）の場合には、裁判所が差押対象物を差押え（原則として、裁判所が当該動産を占有すること）たときです。これらの実行により差押の効力が発生し、競売の手続が開始されたこととなります。</p>
21	<p>反社会的勢力の排除〔規定第7条〕</p> <p>【暴力団】 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体。</p> <p>【暴力団員】 暴力団の構成員。</p> <p>【暴力団準構成員】 暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの。</p>

解説項目・内容	
21	<p>【暴力団関係企業】 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で、暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業、又は業務の遂行等において積極的に暴力団等を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業。</p> <p>【総会屋等】 総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与えるもの。</p> <p>【社会運動等標ぼうゴロ】 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与えるもの。</p> <p>【特殊知能暴力集団等】 上記の者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人。</p>
22	<p>期限未到来の預金〔規定第8条第2項〕 期限の定めのある預金（定期預金等）で、満期日が到来していない預金のことです。</p>
23	<p>期限前解約利率〔規定第8条第2項〕 預金の中途解約利率のことです。期限の定めのある預金の場合には、満期が到来していない時点で解約を申出ると、通常、約定利率（後記24. 参照）よりも低い利率が適用されますが、その低い利率のことをいいます。「期限前解約利率」は、銀行の店頭に備えられた商品概要説明書等に記載されています。</p>
24	<p>約定利率〔規定第8条第2項〕 契約の際に定められた利率のことをいいます。消費者ローン契約書第8条第2項では、預金の預入時に定められた利率のことをいいます。</p>
25	<p>印影〔規定第12条〕 契約証書等に押されたハンコのあとのことをいいます。ちなみに、印影の真偽を確認するためにあらかじめ官公署、取引先等に届け出ておく印影のことを「印鑑」といいます。</p>
26	<p>権利の行使または保全（に関する費用）〔規定第13条〕 借主または保証人に対する「権利の行使または保全に関する費用」とは、抵当権に関する登記費用、担保物件の価値に関する調査費用および処分にかかる費用のほか、債権回収、債権保全（前記10. 参照）等のためにかかった費用等をいいます。消費者ローン契約書第13条では、これらにかかる費用については、借主が負担することを定めています。</p>
27	<p>免責〔規定第21条第3項〕 「免責」とは、債務の弁済責任を免除されることをいいます。消費者ローン契約書の保証条項では、保証人が銀行に対する保証債務の弁済責任を免除されることをいいます。</p>
28	<p>保証債務の履行〔規定第21条第4項〕 「保証債務の履行」とは、連帯保証人が借主に代って銀行に債務の返済を行うことをいいます。ちなみに、保証提携先（信用保証会社等）が借主に代わり保証債務を履行する場合も含まれます。</p>
29	<p>保証極度額〔規定第21条第5項〕 保証は、特定の債務を対象としてなされるのが原則ですが、保証金額の上限および取引範囲を定め、その範囲に属する不特定債務について保証することを内容とする保証契約があり、そのような保証を根保証といいます。このときの保証金額の上限を「保証極度額」といいます。</p>

以上